

平成 17 年 10 月 31 日

特別区長会会長（高橋久二 品川区長）コメント

本日、特別区制度調査会から、かねて検討をお願いしていた今後の特別区のあり方に関する報告をいただきました。

報告では、制度改革後の都区関係の現状と分権改革の大きな流れを踏まえ、この際、都区制度そのものの転換が必要であるという考え方が示されています。いわば都区制度解体論ともいえるべき大胆な発想に基づき、今後の特別区のひとつの方向を示していただいたものであり、重く受け止めなければならないと思っています。

調査会の報告内容について、特に注視すべき点は大きく 2 つあると思います。

第 1 は、平成 12 年改革における法改正の趣旨が実現されないまま機能不全に陥ることになるならば、長年にわたった都区制度改革の意義は失われるのであり、都区は、その解決に重大な責任を持っていることを自覚すべきであるという、厳しい指摘です。

これは、法改正を受けて「都が行う基礎自治体の事務」の範囲を明らかにするための協議が難航していることを指しての指摘であり、当事者として、責任の重さを痛感します。

もとより我々行政は、法の趣旨を実現する責任を持っています。指摘を踏まえて、現行制度のもとでの課題解決に全力を尽くしたいと思います。

第 2 に、東京大都市地域において一体的に処理すべき行政を都に預けるのではなく、住民に身近な基礎自治体たる特別区が自ら処理するとすれば、どのような制度が理論上考えられるのかという観点に立って、2 つのシナリオと 2 つのモデルを示していただきました。

具体的な制度設計や財政の仕組みについてはこれからの課題とされていますが、今後の特別区のあり方に関する極めて重要な方向性を提示していただいたものと考えています。

国においても、地方制度調査会が道州制や大都市制度のあり方について、来年の 2 月までには報告を出すことになっており、その中で、東京あるいは特別区のあり方に関わる提言もなされることと思います。

都においても、昨年の都議会の報告書を踏まえながら、東京自治制度懇談会が設置され、自治制度のあり方に関する指針を 11 月中に示すこととされています。

区長会としても、特別区制度調査会の報告を十分吟味し、国や都の動き、区議会や住民をはじめ関係者のご意見を踏まえながら、新しい将来像の構築に向けて、今後大いに議論を深めていきたいと考えています。

いずれにしても、特別区は、分権時代の基礎自治体として、重い責務を果たすため、さらに大きく前進しなければなりません。今後の取り組みに向けて、関係各位のご支援をお願いいたします。